

改正後

(申請書の様式)

第一条 道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十九条の二第三項（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。第十六条第一号において同じ。）に規定する申請書の様式は、別記様式第一のとおりとする。

(指定の基準等)

第二条 府令第三十九条の二第四項第三号（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人の申請に基づき行うものとする。

2 国家公安委員会は、前項の規定により申請をした法人（以下この項において「指定申請法人」という。）が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その指定をしなければならない。

一〜四 「略」

五 指定申請法人が、原動機を用いる歩行補助車等、原動機を用いる軽車両、駆動補助機付自転車、原動機を用いる車椅子、自転車、安全器

改正前

(申請書の様式)

第一条 道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十九条の二第三項（府令第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。第九条第一項において同じ。）に規定する申請書の様式は、別記様式第一のとおりとする。

(指定の基準等)

第二条 府令第三十九条の二第四項第三号（府令第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、指定を受けようとする法人の申請に基づき行うものとする。

2 国家公安委員会は、前項の規定により申請をした法人（以下この項において「指定申請法人」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その指定をしなければならない。

一〜四 「同上」

五 指定申請法人が、原動機を用いる歩行補助車等、駆動補助機付自転車、原動機を用いる車いす、自転車、安全器材等又は模擬運転装置（以

材等又は模擬運転装置（以下「車等」という。）の製作、組立て又は販売を業とする者（以下「製作事業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ〜ハ 「略」

（型式認定番号の指定の通知等）

第十条 国家公安委員会は、府令第三十九条の二第五項（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により型式認定番号を指定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該型式認定番号、認定（府令第三十九条の二第一項、第三十九条の二の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項又は第三十九条の七第一項の規定による認定をいう。以下同じ。）に係る車等の名称及び型式並びに当該認定を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称。以下同じ。）及び住所を公示するものとする。

（変更等の届出）

第十二条 府令第三十九条の二第七項（府令第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第二の届出書を提出して行うものとする。

下「車等」という。）の製作、組立て又は販売を業とする者（以下「製作事業者等」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ〜ハ 「同上」

（型式認定番号の指定の通知等）

第十条 国家公安委員会は、府令第三十九条の二第五項（府令第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により型式認定番号を指定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、当該型式認定番号、認定（府令第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項又は第三十九条の七第一項の規定による認定をいう。以下同じ。）に係る車等の名称及び型式並びに当該認定を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称。以下同じ。）及び住所を公示するものとする。

（変更等の届出）

第十二条 府令第三十九条の二第七項（府令第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第二の届出書を提出して行うものとする。

(認定の取消しの手続等)

第十三条 国家公安委員会は、府令第三十九条の二第八項(府令第三十九条の二第二項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。)の規定により認定を取り消そうとするときは、当該認定を受けた者に対し、あらかじめ、書面により、弁明をなすべき日時及び場所並びに取消しの理由を通知して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

2 「略」

(電磁的記録媒体による手続)

第十六条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)及び別記様式第五の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

一 「略」

二 製作における均一性を明らかにする事項を記載した書類 府令第三十九条の二第四項(府令第三十九条の二第二項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条

(認定の取消しの手続等)

第十三条 国家公安委員会は、府令第三十九条の二第八項(府令第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。)の規定により認定を取り消そうとするときは、当該認定を受けた者に対し、あらかじめ、書面により、弁明をなすべき日時及び場所並びに取消しの理由を通知して、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

2 「同上」

(フレキシブルディスクによる手続)

第十六条 次の各号に掲げる書類の当該各号に定める規定による提出については、当該書類の提出に代えて当該書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式第五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

一 「同上」

二 製作における均一性を明らかにする事項を記載した書類 府令第三十九条の二第四項(府令第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の

の六第三項及び第三十九条の七第三項において準用する場合を含む。）

七第三項において準用する場合を含む。）

〔三〇十二 略〕

〔項を削る。〕

〔三〇十二 同上〕

〔項を削る。〕

2|| 前項のフレキシブルディスクは、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

3|| 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行わなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

三 文字の符号化表現については、日本産業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

〔項を削る。〕

4|| 第一項の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

〔項を削る。〕

5|| 第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 提出者の氏名

別記様式第1 (第1条関係)

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 原動機を用いる歩行補助車等 原動機を用いる軽車両 駆動補助機付自転車 原動機を用いる身体障害者用の車椅子 普通自転車 安全器材等 運転シミュレーター </div> <p style="text-align: right;">型式認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>国家公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 印</p>	
製 品 の 名 称	
型 式	
製作工場又は組立工場 の名称及び所在地	
備 考	

- 備考 1 申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1 (第1条関係)

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 原動機を用いる歩行補助車等 駆動補助機付自転車 原動機を用いる身体障害者用の車椅子 普通自転車 安全器材等 運転シミュレーター </div> <p style="text-align: right;">型式認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>国家公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 印</p>	
製 品 の 名 称	
型 式	
製作工場又は組立工場 の名称及び所在地	
備 考	

- 備考 1 申請者の氏名は、申請者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

二 提出年月日

別記様式第2 (第12条関係)

<p>原動機を用いる歩行補助車等 原動機を用いる軽車両 駆動補助機付自転車 原動機を用いる身体障害者用の車椅子 普通自転車 安全器材等 運転シミュレーター</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <p>国家公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 </p>	
製品の種類	
型式	
変更を必要とする事項及び理由	

- 備考 1 届出者の氏名は、届出者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2 (第12条関係)

<p>原動機を用いる歩行補助車等 駆動補助機付自転車 原動機を用いる身体障害者用の車いす 普通自転車 安全器材等 運転シミュレーター</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <p>国家公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名 </p>	
製品の種類	
型式	
変更を必要とする事項及び理由	

- 備考 1 届出者の氏名は、届出者が法人であるときは、その名称及び代表者の氏名とする。
 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

備考 表中「」の記載は注記である。

別記様式第5（第16条関係）

電磁的記録媒体提出票

国家公安委員会 殿

年 月 日
提出者の名称等
住 所

道路交通法施行規則第39条の2第3項（準用する場合を含む。）
道路交通法施行規則第39条の2第4項（準用する場合を含む。）
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第3条第1項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第3条第2項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第6条第1項の規定により提
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第6条第2項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第12条
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第15条第2項
出すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出します。
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 電磁的記録媒体に記録された事項
2. 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

- 備考 1 「提出者の名称等」の欄には、記名・押印又は署名をすることとされている書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては記名・押印又は署名することとし、それ以外の書類について電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては記名すること。
- 2 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 3 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
- 4 不要の文字は、横線で消すこと。
- 5 該当事項がない欄は、省略すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5（第16条関係）

フレキシブルディスク提出票

国家公安委員会 殿

年 月 日
提出者の名称等
住 所

道路交通法施行規則第39条の2第3項（準用する場合を含む。）
道路交通法施行規則第39条の2第4項（準用する場合を含む。）
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第3条第1項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第3条第2項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第6条第1項の規定により提
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第6条第2項
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第12条
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第15条第2項
出すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。
本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. フレキシブルディスクに記録された事項
2. フレキシブルディスクと併せて提出される書類

- 備考 1 「提出者の名称等」の欄には、記名・押印又は署名をすることとされている書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあっては記名・押印又は署名することとし、それ以外の書類についてフレキシブルディスクによる手続を行う場合にあっては記名すること。
- 2 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 3 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
- 4 不要の文字は、横線で消すこと。
- 5 該当事項がない欄は、省略すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。